

# 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資制度要綱

## 1 目的

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による被災からの復旧・復興に向け、事業の再建に必要な資金を円滑に供給することで、県内中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。

## 2 融資対象

次のいずれにも該当した中小企業者。

(1) 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に所在する中小企業者

(2) 次に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

【産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第53条第1項に規定】

①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）

第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第32条第1号に規定】

③特定認証紛争解決手続（法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画

④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画

⑤株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画

⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画

⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画

⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの

⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画

【施行規則第32条第2号に規定】

⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

【施行規則第32条第3号に規定】

⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

【施行規則第32条第4号に規定】

⑫中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

## 3 資金の用途

事業資金とする。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。

#### 4 融資条件

##### (1) 融資限度額

1億円。

##### (2) 融資期間

①一括返済の場合 1年以内とする。

②分割返済の場合 15年以内（うち据置期間は5年以内）とする。

##### (3) 利率

別途、定める利率とする。

##### (4) 担保

必要に応じて徴求するものとする。

##### (5) 保証人

原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。また経営者保証免除対応（注）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

##### (6) 貸付形式

証書貸付又は手形貸付とする。

##### (7) 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

#### 5 信用保証

本制度は、石川県信用保証協会の保証を必須とする。

#### 6 申込添付書類

石川県信用保証協会所定の申込書類の他、次の資料を添付の上、石川県信用保証協会に申し込むものとする。

##### (1) 2.(2)に規定する計画

##### (2) 経営者保証免除対応確認書（免除対応を適用する場合）（以下「確認書」という。）

#### 7 事業再生の計画

事業再生の計画には以下の内容を満たすもの又は含むものとし、別添の計画雛形を参考とするものとする。

##### (1) 債権者間の合意がとれているもの

##### (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策

##### (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

#### 8 金融機関の責務及び報告

(1) 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。

(2) 事業再生の計画が2.(2)に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対し

て、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。

(3) 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、(事業再生の計画が2.(2)に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、)必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

## 9 取扱期間

令和6年6月21日から令和9年3月31日までに石川県信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

注：普通保険及び無担保保険にかかる保証について、次の①及び②を満たす場合、信用保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。

①令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

### 附 則

本要綱に定める制度は国が定める「事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度」に対応するものである。

### 附 則

本要綱は、令和6年6月21日から施行する。

### 附 則

本要綱は、令和6年10月1日から施行する。

### 附 則

本要綱は、令和6年10月17日から施行する。

### 附 則

本要綱は、令和6年10月30日から施行する。

### 附 則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

### 附 則

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別記様式第1)

年 月 日

(金融機関)

様

所在地  
(住所)  
企業名  
代表者名

## 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資借入申込書

上記資金の借入れをしたいので、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資制度要綱に基づき、下記の通り申し込みます。

記

申込金額 金 円

償還方法 分割 ( カ月)

うち据置期間 ( カ月)

保証人 (住所、氏名、職業)

